

最高人民法院は「専利の権利付与・権利確定に関わる行政事件の審理における若干の問題に関する規定（一）」（意見募集稿）を公開し、パブリックコメントを募集する

司法解釈の質をさらに向上させるため、活動計画に基づき、最高人民法院は、「専利（特許、意匠、実用新案を含む）の権利付与・権利確定に関わる行政事件の審理における若干の問題に関する最高人民法院の規定（一）」（意見募集稿）を最高人民法院の公式サイト、公式マイクロブログ及び人民法院新聞を通じて社会に公開し、修正意見を公募することを決定した。社会各界の方々には、2020年6月15日までに、書面郵送又は電子メールにより、意見募集稿について修正意見を提出されたい。

書面意見の宛先：北京市東城区東交民巷27号 最高人民法院民事審判第三庭（「専利授權確權司法解釋（専利の権利付与・権利確定に関わる司法解釋）」の旨を明記）、郵便番号100745。電子メール宛先は spcip1@163.com。

付属文書：意見募集稿

最高人民法院
2020年4月28日

出所：最高人民法院 HP 2020年4月28日
<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-227631.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。